

# タイにおける中央地方関係 —中央集権国家における地方自治の模索—

筑波大学 人文社会系 准教授 外山 文子

タイは、1990年代には東南アジアの民主化の優等生と呼ばれ、特に経済的には順調な発展を遂げてきた。現在  
は中進国の中でも上位に位置する国である。他方で政治については、現在に至るまで王室、軍部、官僚の政治的影  
響力が根強く残っている。権威主義的な権力構造は行政制度にも色濃く反映されている。民主化の時代には地方分  
権化や地方自治の推進が図られたものの、依然として中央集権的な特徴を払拭できておらず、中央省庁局が地方行  
政組織を通じて地方自治体を管理している状態である。2006年と2014年クーデタ以後は、軍事政権により地  
方分権化の潮流が抑制された。しかし、一部政党が地方行政制度を抜本的に変革する政策を提言するなど、新たな  
変化も登場している。

## 1 タイの歴史の変遷—チャクリー改革と中央集 権化の推進

### (1) 近代国家形成の始まり

タイの近代国家形成は、チャクリー王朝の第4代  
であるラーマ4世王(モンクット王、在位1851-68年)  
の時代に始まり、ラーマ5世王(チュラーロンコー  
ン王、在位1868-1910年)の治世において大いに進  
展した。同時に、タイにおける近代国家形成は、絶  
対王政の確立でもあった。

19世紀後半、アジアには欧米列強の脅威が迫っ  
ていた。アヘン戦争(1840-42年)により香港がイ  
ギリスに割譲され、イギリス=ビルマ戦争(1824-86  
年、第1次-3次)によりビルマのコンバウン朝が滅  
亡し、イギリス領ビルマとなった。またフランスが  
ヴェトナムを保護下に置いた。タイも列強からの圧  
力を受け、1855年4月にバウリング条約(イギリ  
スとの修好通商条約)を締結させられた。同条約に  
より、イギリスの治外法権、バンコクでの居住権、  
領事の駐在、全ての港での交易権などを承認させら

れた。この条約は日米修好通商条約と同じく不平等  
条約であったが、1870年までに12か国と同様の条  
約を締結することとなった。

一連の不平等条約は王室独占貿易の崩壊を招い  
た。国家(=王室政府)にとり、富の源泉は王室独  
占貿易であった。特産品を租税や強制買い上げとい  
う形で王政政府が独占的に入手し、外国商人に売却  
することにより富を得ていた。しかし外国との自由  
貿易が始まったことにより、新たな財源を探す必要  
がでた。そこで新たな財源として導入されたのが、  
徴税請負制度の強化(小泉2020)、関税収入の増強、  
そして輸出の強化(コメ、チーク材、ウシなど)で  
あった<sup>1</sup>。

### (2) 絶対王政および中央集権国家の構築

日本の明治時代に相当するラーマ5世王の治世に  
なると、本格的な統治改革が開始された。ラーマ5  
世王による改革の目的は、①絶対王政の構築(ラー  
マ4世王ファミリーへの権力の集中)、②権力の中

1 徴税請負人の多くは中国人であった。徴税請負制度は、政府の安定的歳入の確保を目指したものであったが、不正な徴税による請  
負人の過度な富の蓄積などにより、長期的には政府の歳入増を阻害するものとして問題視もされた。

中央集権化であった。ラーマ1世から4世までは、国王といえども強大な権力を持っているわけではなかった。国王は貴族の同意により即位するとされ、同輩中の第一人者に過ぎなかった。貴族が重要な官職を世襲により掌握し、大きな経済力を保持していた。そのため王家の財政状況は悪化しており、ラーマ5世王は改革に乗り出した。

ラーマ5世王は、1873年に国家歳入室を設置した。請負に出された税金を全て国庫に納付させるためであった。翌年には、前摂政の甥である農業大臣を税金着服のかどで解任し、財産を没収の上、懲役刑に処するという厳しい対応をした。当時、汚職が多く、税金が正しく国庫に納付されていなかったためであるが、貴族からは激しい反発が出たため、一旦行き過ぎた改革は休止に追い込まれた。

その後も、近代的行政制度の導入や地方支配を貫徹するための省庁再編など、ラーマ5世王による改革は続いた。1870年に近習部隊に学校が設置され、1881年には官僚養成学校であるスワンクラブ御殿学校へと発展した。1892年4月には中央省庁の再編が行われ12省庁体制が発足した。これら大臣の内9名は王族であり、残る3名の内2名は1870年代からの側近であった。これらの改革によりラーマ5世王は中央行政機構を自らの統制下に置くことに成功した<sup>2</sup>。

また、地方支配も徹底する必要があった。従来、中央政府の支配が及ぶのは首都近辺に限られており、行政単位である「ムアン」には領主である国王が存在しており、彼らが自律的に支配を行っていた。あくまで名目上は中央政府から任命され、中央に対する一定の税の納付義務は課されていたものの、領主は世襲により支配を行っており、首都からの距離が遠くなれば中央からの支配は希薄であった。そのため、地方に対する統制を強化することを目的に、1894年に地方行政機能が内務省に一元化された。

これ以降、各地に存在した地方の王家は、次第に中央集権化の波に飲み込まれていった。

また中央集権的行政機構は、官僚の出身地にも著しい偏りがみられた。1920年から1940年に農務省に勤務した官僚3,000名の人事記録を調べた研究によると、入省時期が1880年代の官僚たちの出身地は、中部地方(83.5%)、北部(1.8%)、東北(5.1%)、南部(8.3%)であり、人口10万人あたりの官僚数は、中部(53.1人)、北部(3.4人)、東北(4.1人)、南部(16.8人)となっており、首都とその周辺出身者が非常に多いことが明らかとなった。階級が1級以上の官僚に限ると、官僚の出身地は、中部(90.1%)、北部(6.8%)、東北(2.3%)、南部(0%)であり、中部出身者への集中がさらに激しいことが分かる(玉田1999)。

経済についても王室や首都バンコクへ資源集中がなされた。タイは長らく水運が中心であったが、水運の時代から最大の集積地はバンコクであった。19世紀半ばからは鉄道整備が開始されたが、鉄道も首都起点としており、大手業者はバンコクに集中した。このように政治や経済がバンコクに集中することは王室にとっても都合が良かった。ラーマ5世王は、銀行、セメント、石炭、鉄道、電力、海運等への投資を行うとともに、20世紀初頭に首都市街地に広大な面積の土地を獲得している。現在もバンコク中心部の1等地は王室が所有しており、王室の資産形成に大いに貢献している。

その後、1932年に若手軍人や官僚からなる「人民党」(*khana rat*)<sup>3</sup>による立憲革命が起き、絶対王政は打倒され、立憲君主制へと政治体制が変化した。この後、長らく王党派と人民党、また人民党内部の権力闘争が続き、幾度かのクーデタと新憲法の制定が行われたが、中央集権的行政機構の基本構造は変化しなかった。

2 19世紀後半から20世紀初頭の閣僚の多くは、ラーマ4世王と5世王(ラーマ5世王は4世王の息子)の親王たちにより占められた。タイにおいては、近代行政制度の整備は権力の中央集権化であり、また同時にラーマ4世王ファミリーによる支配の確立でもあった(玉田1996)。親王の序列は生母の身分に左右され、王位継承者は4世王を母方の祖父とする親王に限定された。

3 第一次世界大戦後頃から、各省庁は優秀な学生を官費留学生としてイギリスやフランスなどに派遣した。留学生たちは母国の政治体制を憂慮するようになり、1927年にパリで人民党という秘密結社を結成した。中心的メンバーは、陸軍のブレイク・ビブーンソク(ビブーン)、法務省のブリディー・パノムヨンなど合計7人であった。彼らが国民や官僚の政府に対する批判の高まりを受けて革命を実行した。

## 2 冷戦と反共産主義の時代

タイは1950年代末から1980年代にかけて、他の東南アジア諸国と同様に冷戦に巻き込まれた。インドシナ半島には共産主義の嵐が吹き荒れ、米国の同盟国であったタイは、軍事政権と王室により共産主義勢力を制圧するため様々な取り組みを行った。この時期に実施された反共政策は、タイの地方行政にもう1つの特徴を与えた。

1932年立憲革命以後は軍部の政治的影響力が強く、1958年クーデタを契機に軍事政権が樹立されると、冷戦期を通して軍事政権による統治期間が長く続いた。軍事政権は、地方の共産主義勢力を抑え込むために、1965年に米国の支援を受け「共産主義者制圧部隊」(The Communist Suppression Operations Command: CSOC)を設立した。1973年の学生革命により1976年まで一旦は政治が民主化した。この時期にCSOCは、「国内治安維持部隊」(Internal Security Operations Command: ISOC)として改組された。

反共作戦は、「行政官、警察、軍部、地元民」の協力体制(CPM)により実行するとされた。警察は日々の治安を管理し、兵士は村落の武装部隊などに軍事訓練を施し、行政官は社会経済開発や村民に対する教化プログラムの実施を担当した。しかし実際にはそれぞれの役割は重複しており、兵士や警察が行政官に協力して社会経済開発や教化プログラムに参加することもあった。つまり、反共作戦を実行する中で、軍部や警察が地方開発や行政に深く関与するようになった。

またISOCにより多数の右翼ボランティア組織が作られた。代表的なものは「村落スカウト」「ナワボン」「ガティンデーン」などであるが、他にも「故郷防衛自警団」(Volunteer Defence Corps)、「村落防衛部隊」(Village Protection Unit)など様々な組織が存在した。これらの組織を束ねたのがISOCであった。反共組織は、1980年代に共産主義勢力との戦いが終結した後も、国王を頂点とする政治体制、つまり「国王を元首とする民主主義政体」を維持するため、民衆に対して教化プログラムを継続することを目的に、ISOCの管理下などに入り、その後も存続することとなった(Puangthong 2021)。

## 3 民主化の時代—地方分権・自治への取り組み

### (1) 1997年憲法：地方分権、地方自治の推進

ここまで確認してきたように、19世紀後半のチャクラー改革により誕生したタイ近代行政機構は、中央集権的な性質を維持しながら、冷戦期には地方開発において軍部や警察との関係性を強めた。反対に、地方分権や地方自治は長らく進展しなかった。

タイでは現在に至るまで、内務省官僚が県知事や郡長として地方に派遣されている。その下の村長は村民により選ばれ、区長は村長の互選により選ばれるが、区長と村長は内務省官僚に協力して地方行政を行うことを任務とされる。区長や村長は、住民代表であると同時に、国家の政策を人々に伝える役割を負う。このような「内務省-県知事-郡長-カムナン(区長)-村長」というトップダウン式の指揮命令系統「地方統治ライン」がタイの地方行政を担ってきた(永井 2012: 107-110)。

タイ地方行政の骨格となってきたのが1914年の地方行政法である。立憲革命後に一部の都市に「テーサバーン」という自治体が設置され、地方議会の議員選挙が認められた。また1972年に農村部に「タムボン評議会」が設置され、民主化の時代(1973-76年)にはバンコク都が一時的に自治体化された。また、1975年にタムボンに対して「資金循環計画」が実施されるなどの動きがあった。しかし、地方分権や地方自治に向けての取り組みは限定的であった。本格的な地方分権化の取り組みは、1990年代の民主化の流れを受けて制定された1997年憲法の登場を待たねばならなかった。

1997年憲法は、タイ史上初めて本格的に地方分権、地方自治を進展させようとした画期的な憲法として注目を集めた。同憲法では、第78条において「地方への権限分散」を掲げ、「国は、地域の自立および域内事業の決定、普遍的で平等な地域経済開発、地域の公共サービスおよび公共施設ならびに情報施設の開発のために権限を分散しなければならない、条件の整った県はその県民の意思に留意しつつ大規模な地方行政体とする」と定められた。また第9章「地方行政」においては、第282条(自治原則)「国は、地域住民の意思に基づく自治の原則に基づき、地域の独立性を保障しなければならない」、第283条(地方行政機関)「自治が可能な状態の地域は、法律

の規定に基づき、地方行政機関を設置する権利を有する。地方行政機関の管轄は法律の規定に基づき、地方住民あるいは国全体の利益を保護するために必要な限りにおいて行う。その際、地域住民の意思に基づく自治の原則を損なってはならず、あるいは法律が規定する範囲を超えてはならない」と明確に地方自治について定めた。

1997年憲法を受けて、県自治体設置法、タムボン自治体設置法の改正など地方分権や地方自治を推進する十数本の法律が制定された。1999年には地方分権推進法が制定され、98年には地方分権委員会が設置された。同委員会により地方分権計画の策定が進められ、当時のチュアン政権（1997-2001年）の末期には、地方分権計画大綱が閣議承認された（永井・籠谷 2019：133-134）。

97年憲法による改革は、地方分権、地方自治の促進という点からは決して充分とはいえないものの、従前と比較すると大きな進歩をもたらした。まず、同憲法は地方自治体に対する中央政府の管理監督を必要最小限度にすべきとしたうえで、自治体の自律性を強化した点大きい。県知事、郡長、区長、村長が自治体の意思決定や執行に関与することを禁止した。また同憲法は、地方自治体における住民参加の制度を強化した。第286条（住民の弾劾権）「地方行政機関における選挙権を有する住民が、法律の規定に基づき、投票した選挙権者数の4分の3以上の票数により、その地方行政機関の地方議会議員あるいは地方行政者が任にとどまるべきではないと判断した場合、その地方議会議員あるいは地方行政者は退任する」、第287条（住民の条例制定請求権）「地方行政機関における選挙権を有する住民は、その地方行政機関における選挙権者数の半数以上の連名で、地方議会議長に地方議会が条例公布を審議するよう請求する権利を有する」と定められ、住民によるリコールやレファレンダムが初めて導入された。

また、国家予算に占める地方予算の比率を35%まで上げることが目標に掲げられた。2007年までに、245業務のうち180業務が自治体に移譲され、1990年代前半には7～8%に過ぎなかった比率が

2001年には20%を超えた。その後も上昇を続け、2007年以降は25%超に達するようになった。またタクシン政権期（2001-06年）には自治体首長の直接公選制が導入された。2003年まではバンコク都と一部のテーサバーンを除き、地方議員が互選で自治体首長を選んでいたため、首長は住民からの直接的支持を欠いていた（永井・籠谷 2019：134）。

## (2) 「地方行政」と「地方自治」の並存状態

現在の地方行政制度について概要を確認してみよう。タイの地方行政制度は非常に複雑で分かりにくい。なぜなら、内務省をトップとする「地方行政」と「地方自治」が並存しており、同時に両者が依存関係にあるためである。以下、永井・籠谷（2019）のまとめに従って制度の概要について説明する。

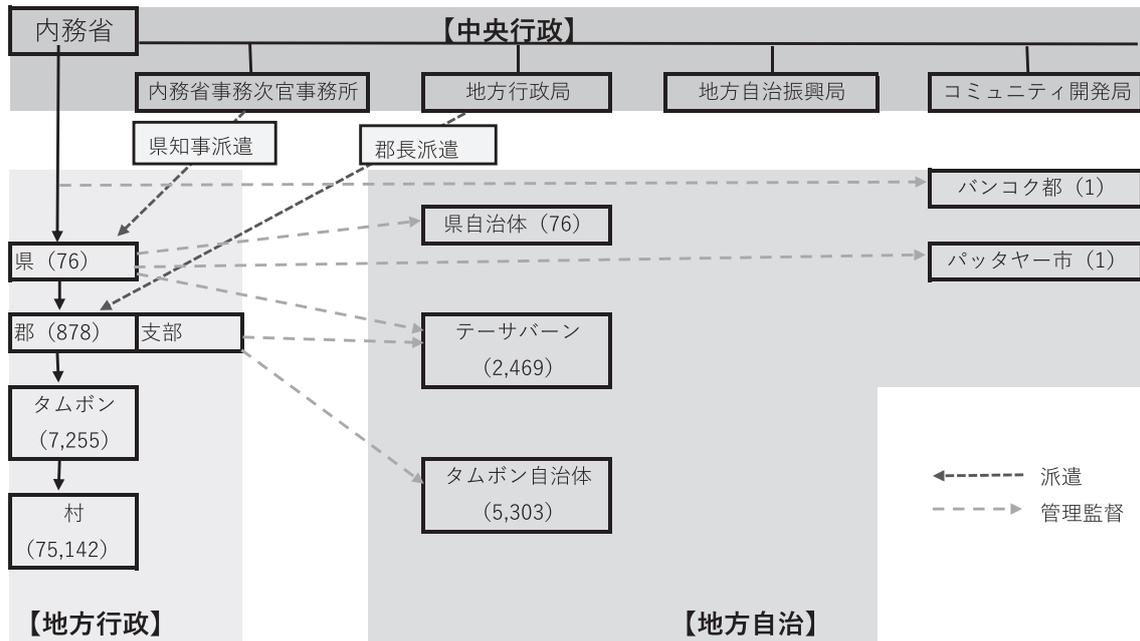
1991年国家行政組織法により、タイの国家行政は、「中央行政」「地方行政」「地方自治」の3種類に分類されている。「中央行政」は省庁局からなり、現在は1府19省から構成されている。首相1名と35名以内の国务大臣により率いられる。「地方行政」は県（76か所）と郡（878か所 2023年12月末時点）、タムボン（区）（7,255か所）、村（75,142か所）からなる。これに対して「地方自治」は、県自治体（76か所）、テーサバーン（2,469か所 2020年12月末時点）、タムボン自治体（5,303か所 2020年12月末時点）、バンコク都、パッタヤー市、合計で7,850か所となっている<sup>4</sup>。

「地方行政」の中核を担うのは県であるが、中央省庁局の出先機関の寄せ集めである。しかし県には法人格があり、内務省から派遣される官僚（中央政府の局長クラス）が県知事を務めており、県庁に派遣される中央からの官僚に対して指揮命令権を持つ。郡は県の下組織であり、こちらも中央省庁局の出先機関が郡役所におかれ、内務省地方行政局から派遣される郡長が率いる。ただし郡には法人格は付与されていない。

中央行政の出先機関として「県」「郡」、そして下位の行政区画としての「タムボン」「村」と並立するかたちで、地方自治体としての「県」「テーサバー

4 内務省地方行政局ホームページ <https://www.dla.go.th/work/abt/index.jsp>（2024年8月14日最終アクセス）

図 タイ地方行政制度



(注) 数字は、地方行政は2023年12月末時点、地方自治は2020年12月末時点のものである。  
 (出所) 永井(2019:129)の図6-1を一部修正

ン」「タムボン自治体」「バンコク都」「パッタヤー市」が存在する。特に「県」は紛らわしく、前述のように県知事は内務省官僚であるが、県自治体の首長は、2004年以降、住民の直接投票により選ばれている。まさに二重構造となっている。

テーサバーンとタムボン自治体の区別は、主に都市部に設置されるのがテーサバーンで、農村部に設置されるのがタムボンとされる<sup>5</sup>。テーサバーンとタムボン自治体の間には幾つか相違点が存在するが、まず地方議会議員選挙の制度が異なる。テーサバーンは、選挙区を2-4区に分けて、各地域から6名の候補者を選ぶ。他方、タムボン自治体では、域内の村から各2名の議員を選出する。テーサバーン議員の総数は、規模に応じて、24名、18名、12名のいずれかに定められているが、タムボン自治体の議員数は、6から70数名まで多様である。タムボン自治体からテーサバーンに格上げする場合、地方議会の議員数が減少する場合もありえる。地方自治体が担う職務権限については、自治体ごとに相違

が存在するが、テーサバーンとタムボン自治体は、インフラ整備、上下水道の維持管理、高齢者や障害者などへの手当支給や介護などを担っている。ただし、保健所や小中学校の設置、住民登録業は一部のテーサバーンに限定されており、自治体で住民登録が出来ない場合は郡役所に行く(永井・籠谷2019:130)。

1997年憲法の花に從えば、「地方行政」の権限や予算は順次、「地方自治体」に移管されるべきであった。2000年代以降、確かに地方分権化は進み、地方自治体の人員や予算は増えたとされる。しかし依然として中央行政の権限は強く、例えば教育や公衆衛生部門の多くは、教育省や保健省の直轄下にあると指摘されている(永井・籠谷2019:128-129)。他方で、地方分権化が進んだことで県や郡の予算が減り、地方自治体からの支援がなければ事業を遂行することができなくなった。また自治体は県知事や郡長の管理監督下に置かれており、自治体の年次予算案や自治体開発計画は自治体の議会だけで

5 タムボンはさらに3種類に分けられており、規模が大きい順に、テーサバーン・ナコーン(30か所、2020年12月末時点)、テーサバーン・ムアン(192か所、2020年12月末時点)、テーサバーン・タムボン(2,247か所、2020年12月末時点)となっている。

はなく、県知事や郡長からも承認を得る必要がある。加えて、自治体首長や議長に不適切行為があった場合には、県知事や郡長が解職することができる。

地方行政を担う県や郡と、地方自治体との複雑な関係については、地方行政改革の一環として2000年代に導入されたコミュニティ開発専門職員の活動からも伺える。コミュニティ開発専門職員は、農村部の地方自治体に所属しており、従前は内務省コミュニティ開発局と旧労働福祉省の官吏が担っていた社会福祉や開発に関する業務を引き継いでいるとされる（江藤 2016：67）。

東北部コーンケン県のテーサバーンやタムボンで行われた調査によると、コミュニティ開発専門職員は、中央政府が企画した行政政策や方針と住民をつなぐ役割を要求されており、単に上からの命令を下に伝えるだけでなく、住民のニーズを政府機関に吸い上げる双方向の媒介役を務めている。コミュニティ開発専門職員は地方自治体の職員であるが、必要に応じて県や郡の事務所に赴いて手続きを代行したり、地方事務所の職員を招へいし地域住民のために研修を実施するなどしている。また、彼らは政府機関のみならず民間組織ともネットワークを持っており、このネットワークを通じて一定のガバナンスが機能しているとも指摘されている（江藤 2016：74）。地方では、地方行政と地方自治が並存しているものの、行政事務の遂行において両者の間の接触は日常的に行われており、相互に深く依存している状態である。

## 4 2度のクーデタと改革の頓挫

### (1) 2007年憲法と2017年憲法

1990年代以降、順調に民主化が進展しているとみられていたが、タクシン政権と王室、軍部、官僚を中心とする保守派層との間で衝突が起きたことを契機に、民主化が後退をし始めた。2006年に軍事クーデタが起き、1997年憲法は破棄された。軍事政権による統治下で新憲法の起草が行われ、2007年憲法が公布された。その後、一旦は民政移管されたものの、2014年に再び軍事クーデタが起きた。再び軍事政権の下で新憲法が起草・制定された。それが現在の2017年憲法である。

クーデタ後に制定された2007年憲法と2017年憲

法では、地方分権と地方自治への試みは後退することとなった。タイでは王室、軍部、官僚が政治権力を長らく掌握してきた。現代政治史を振り返れば、軍事政権による統治期間が長く、保守派層の政治権力を維持するために、中央集権的な行政機構を維持しようとする圧力が働いてきた。2006年クーデタ後に登場した軍事政権のスラユット政権（2006-07年）、2014年クーデタ後に登場し約9年間に渡り統治したプラユット政権（2014-19年、2019-23年）の両政権は地方分権の流れに抑制をかけた。

2007年憲法も第14章「地方行政」において、第281条（自治原則）「国は地域住民の意思に基づき自治の原則に基づき地域の独立性を付与しなければならず、地方行政体を公共サービス実施における主要機関とするよう、およびその地域の問題解決決定に参加するよう振興しなければならない。自治が可能な状態の地域は、法律の規定に基づき地方行政体を設置する権利を有する」と定められたが、クーデタ後に改定された地方分権推進法では、国家予算における地方財政比率を35%とする目標は維持されたものの、達成目標年次が明記されないなかった。

2017年憲法にも「地方行政」に関する章は置かれ、地方自治に関する記述は有るものの、国家の重要な政策方針を定めた第6章「国家の政策方針」では、2007年憲法には存在した国民の政治参加を促進する条文（第87条）に相当する条文が無い。代わりに第78条において「国は、国民および共同体が国王を元首とする民主主義政体の統治に関する正しい知識と理解を持つように推進する」ことが定められている。つまり2017年憲法では、地方自治などを通じた国民の政治参加よりも、王室を頂点とする社会秩序を重んじる「国王を元首とする民主主義政体」に関する知識の普及の方が重要視されている。

近年、国家予算における地方予算比率は伸び悩んでいる。2014年クーデタ以降の予算比率は、2015年（26.72%）、2016年（24.38%）、2017年（25.60%）、2018年（25.09%）、2019年（26.17%）、2020年（29.43%）、2021年（29.72%）、2022年（29.50%）、2023年（29.81%）と推移している。暫く25%前後を繰り返した後、2019年総選挙後の民政移管を経て（首相はプラユットが非民選首相として返り咲き）、ようやく2020年から30%弱にまで増えた。

しかし、1999年地方分権推進法で目標に掲げられた35%にはまだ遠い。

## (2) 冷戦期への先祖返り：ISOCの復活

また2006年クーデタ以降は、地方分権化が鈍化しただけではなく、軍事政権による国民の統制強化のために冷戦期に誕生した反共組織が再び強化された。前述のISOCは、デモやテロリズムといった「新しい脅威」に対応するために、2008年に国内治安維持法の施行により、改めて法基盤が整備された。首相の直轄組織とされ、最高司令官は首相、副司令官は国軍最高司令官と定められた。

ISOCは2014年クーデタ後、プラユット政権下で保守派層の権益維持、地方住民に対する統制強化のために重要な役割を果たした。例えば、プラユット首相は、2018年2月に新たな政策「持続可能なタイ主義」を発表した。そして同政策の実施のため「国家発展推進委員会」が任命された。同委員会は、国家レベル、県レベル、郡レベル、区レベルに分かれており、国家レベルの委員会では、プラユット首相が委員長を務め、5名の副首相をはじめとして、各省庁の大臣、事務次官、国軍最高司令官、陸軍司令官、海軍司令官、空軍司令官、国家警察長官、国家治安会議事務局局長など主だった官僚組織の長が委員として任命された。また、政策実行において中心的な役割を果たすのは内務省とされた。県レベルでは、県知事を委員長とし、副知事、治安維持部門の機関も委員として参加した。郡レベルも同様で、郡長を委員長とし、治安維持部門の機関も委員として参加するとされた。つまり同政策では、国家と地方住民をつなぐルートとして、地方自治体ではなく、地方行政ラインが使用された。同政策では、「調和・和解の構築」「充足経済哲学の理解促進」「タイ主義の民主主義を知る：徳の推進、汚職撲滅」など10項目に関する知識を普及することが目的に掲げられ、担当役人と地方住民との対話の場を設けることが命じられた（外山 2018）。

またISOCは、親軍政党の設立においても中心的な役割を果たしたといわれている。2014年クーデタ後、約5年間に渡り軍事政権が統治してきたが、国内外からの圧力により、2017年憲法の制定後はすみやかに総選挙を実施して、民政移管することが

求められた。そのため2019年総選挙後も軍部の影響力を残すために、数年前からISOCが親軍政党を設立するための準備作業をしていたと指摘されている。

## (3) プラユット政権による介入

プラユット政権は、中央の地方に対する統制を再び強化することを目論み、地方行政と地方自治の両方に対して介入を行った。プラユットは、2014年クーデタ後、地方首長選挙の実施について停止を命じた。2014年7月10日付けの革命団布告により、地方首長と地方議会議員の選挙について、無制限に停止を命じた。代わりに、改めて地方選挙が実施されるまでは、たとえ彼らの任期が終了しても、そのまま地位を維持できる旨を発表した（Viengrat 2022：96）。これは地方における住民の反体制の動きを抑えると同時に、地方政治家たちに利便を図ることにより、政権に対する支持を獲得する狙いがあったとみられる。また2018年には、革命団命令により、300名近くの地方役人と地方政治家を汚職のかどで失職させた。これもプラユット政権が地方自治体を統制するための施策の一環だとみられる。

加えて、プラユット政権は、地方行政に対しても中央によるグリップを強化した。地方行政の要である県知事について、2014年クーデタにより打倒したインラック政権（2011-14年）との繋がりがあられると思われる県知事、またはタックシン派のデモ隊「赤シャツ」が多く政治運動の盛んな県の知事ら14名を解職した（Viengrat 2022：96）。

## 5 新たな動き—前進党の公約、エリア開発運動

2014年クーデタ後、2019年3月に総選挙、2020年12月には地方選挙（県首長、議会議員）、2023年5月には2度目の総選挙が実施された。すでに3度の選挙が実施されているが、現時点では地方行政や地方自治に関して大きな変化は起きていない。

国政レベルでは、民主派であり革新的な政策掲げる新未来党（2020年2月に憲法裁判所により解党）、そして後継政党である前進党（2024年8月に憲法裁判所により解党）が飛躍的に議席を伸ばしたことで注目を集めた。他方で、地元ネットワークが必要になる地方選挙では、同政党はあまり議席を獲

得できなかった。しかし、前進党が2023年総選挙を前に発表した「国家を変革する300政策」では、地方行政や地方自治を一変させるような革新的な施策が提案されている。前進党は、軍部の影響を強く受ける憲法裁により解党されたが、直後に後継政党である民衆党に衣替えをして再出発している。民衆党は、政策方針を変更することなく、次回の総選挙に臨むことを発表している。次の選挙では単独政権樹立を目指しており、現在も世論調査では支持率1位の政党である。近い将来、同政党の政策が実行に移される可能性があるため、本稿でも簡単に紹介をする。

前進党は、地方行政ラインの県知事について、政権樹立後1年以内に国民投票を実施し、国民に対して任命制の県知事を廃止し、全ての県に選挙により選ばれた県首長を置くことについて賛否を問うと掲げた。同政党は、現在のように県知事と県首長の二重体制を解消し、県首長に一元化することを狙っている。加えて、誰も失職させない、誰にも不利益を生じさせないという条件付きで、地方行政ラインを廃止することも提言している。こちらについても、1年以内に国民投票を実施し、国民に対して、地方行政ラインを廃止し、権限を地方自治体に移譲することへの賛否を問うとしている。また地方予算の比率が依然として低いことも問題視しており、中でも地方自治体の自前の財源の比率の低さを改正したいとしている(Phak Kaoklai 2023: 59-71)。

また前進党の改革案とは別に、現在の地方行政制度の枠組みの中で、新たな地方行政や地方自治のあり方を模索する運動も注目されている。エリア基盤発展運動(Area-based Development Movement)と呼ばれるもので、これは2007年にタイ研究基金(TRF)によって開始された「貧困削減、社会開発、福祉のための地域連携」プロジェクトを指す。同プロジェクトは、下からの地域開発またはエリアベースの開発を重視しており、地域開発において、学術研究コミュニティ、(中央)政府機関、地方自治体、地域社会、民間セクター、非政府組織などとの間のギャップを埋めることを目指すものである。

同プロジェクトの目的は、(1)特定のコミュニティの主要な問題を特定し、その問題を地域ベースの研究課題に変える、(2)特定の地域内の関連するアク

ター間の協力プラットフォームとメカニズムを構築する、(3)相互学習、情報共有、共同行動の目的で、いくつかの活動を通じて地域ベースのプラットフォームとメカニズムを動員する、以上3点とされる(Wasan 2024)。中央官僚などの反発により、既存の地方行政制度を容易には改正できない現状の中で、地方住民のニーズに対する応答性を上げるための新たな試みである。

以上、本稿ではタイの歴史、地方行政制度に関する特徴、そして地方自治の推進を阻む障壁について概要を確認した。21世紀になってもタイでは、王室、軍部、官僚などの保守派層の政治権力が強く、中央から地方を統制したいという意向が根強い。しかし、前進党のような革新的な政策提言も出ており、いずれ遠くない未来に、タイ地方行政制度にも大きな変革が加えられる可能性は高い。

## 参考文献

<日本語>

- 江藤双恵(2016)「タイにおける「地方の福祉」2: ナック・パッターナー・チュムチョンの活動と経験を中心に」『マテシス・ユニヴェルサリス』18(1), pp. 67-93
- 小泉順子(2020)「第5章 絶対王政の構築」飯島明子、小泉順子編『世界歴史体系 タイ史』山川出版社、pp. 248-299
- 玉田芳史(1996)「チャクリー改革と王権強化: 閣僚の変遷を手がかりとして」『重点領域研究総合的地域研究成果報告書シリーズ: 総合的地域研究の手法確立: 世界と地域の共存のパラダイムを求めて』11, pp. 34-111
- 玉田芳史(1999)「タイの官僚養成と教育機会、1892～1932年」『東南アジア—歴史と文化—』28号 pp. 3-27
- 外山文子(2018)「新政策「持続可能なタイ主義」とは何か——タイ軍事暫定政権の狙い」シノドス、2018年5月21日掲載、<https://synodos.jp/opinion/international/21685/>
- 永井史男(2012)「第4章 タイの地方自治—「ガバメント」強化の限界と「ガバナンス」導入—」船津鶴代、永井史男編『変わりゆく東南アジアの

地方自治』アジア経済研究所、pp. 105-133

永井史男・籠谷和弘（2019）「第6章 タイにおける自治体パフォーマンスの要因分析－首長の属性、ネットワーク、自治体の種類と設置年－」永井史男、岡本正明、小林盾編『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析－タイ、フィリピン、インドネシアの地方エリートからのサーベイから』晃洋書房、pp. 127-151

<外国語>

Phak Kaoklai (2023) *300 nayobai plian prathet*  
Puangthong Pawakapan (2021) *Infiltrating Society-The Thai Military's Internal Security Affairs*. ISEAS.  
Viengrat Netipho (2022) *Upaham khamkhrai: kanlueaktang Thai kap prachathipatai kao thoi lang*. Matichon book.  
Wasan Luangprapat (2024) "Subnational Governance in Thailand: Decentralization Reform, Re-centralization Scheme and the Changing Landscape of Local Politics" 研究会 Changes in Thai politics and administration, and its future prospects, 2024年2月15日開催、於京都大学、発表資料

<タイ政府報告書>

Parliamentary Budget Office (2021) *Raigan: Wikhro raidai khong ong-kong pokkhrong suan thongthin*.